

151	地方創生道整備推進交付金事業				
担当部局名	県土整備部	担当課室名	道路維持課	Tel	092-643-3657
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の重要なインフラである道路(市町村道)、農道(広域農道)、林道の一体的整備により地域の再生を図ることを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	全市町村			
	採択要件	対象事業(道路、農道、林道)のうち、種類の異なる2以上の事業計画を記載した「地域再生計画」が内閣府から認定されたもの			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国による交付金の交付】			
	財政支援措置	補助率 1/2(市町村道) * 地方債の適用については、公共事業等債の充当が可能。要件に適合すれば、過疎債、辺地債、合併特例債も対象			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年6月頃、地域再生計画申請 1月、交付申請 4月			
根拠法令・要綱等	地域再生法、地方創生道整備推進交付金交付要綱、地方創生道整備推進交付金交付要領				
制度創設年度	平成17年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	内閣府(国土交通省)				
最近の実績	事業実施市町村 令和3年度 篠栗町 令和4年度 嘉麻市 令和5年度 嘉麻市				
担当からのコメント	詳細については、道路維持課市町村道係へお問い合わせ下さい。				

152		社会資本整備総合交付金事業			
担当部局名	県土整備部	担当課室名	道路維持課	Tel	092-643-3657
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全等を図ることを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	全市町村			
	採択要件	<p>交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全等を図るため地方公共団体が作成した道路を中心とした社会資本の整備その他の取組に関する計画に基づく事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹事業(計画の目標を実現するために実施する道路の改築等の事業) ・関連社会資本整備事業(計画の目標を実現するために、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業) ・効果促進事業(計画の目標を実現するために、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等) 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国による交付金の交付】			
	財政支援措置	<p>基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業 交付金(国費率) 5(※5.5)/10(財政力に応じた引き上げ率を適用) ※重点配分対象事業の場合</p>			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 前年6月頃、本要望 前年9月頃、改要望 1月頃、交付申請 4月			
根拠法令・要綱等	社会資本整備総合交付金交付要綱				
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	<p>事業実施市町村数 令和3年度 19市町村 令和4年度 19市町村 令和5年度 19市町村</p>				
担当からのコメント	詳細については、道路維持課市町村道係へお問い合わせ下さい。				

153	防災・安全交付金事業				
担当部局名	県土整備部	担当課室名	道路維持課	Tel	092-643-3657
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全等を図ることを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	全市町村			
	採択要件	<p>交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全等を図るため地方公共団体が作成した道路を中心とした社会資本の整備その他の取組に関する計画に基づく事業のうち、命と暮らしを守るインフラの再構築と生活空間の安全確保等に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹事業(計画の目標を実現するために実施する道路の改築等の事業) ・関連社会資本整備事業(計画の目標を実現するために、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業) ・効果促進事業(計画の目標を実現するために、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等) 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国による交付金の交付】			
	財政支援措置	<p>基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業 交付金(国費率) 5(※5.5)/10(財政力に応じた引き上げ率を適用) ※重点配分対象事業の場合</p>			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 前年6月頃、本要望 前年9月頃、改要望 1月頃、交付申請 4月			
根拠法令・要綱等	社会資本整備総合交付金交付要綱				
制度創設年度	平成24年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	<p>事業実施市町村数</p> <p>令和3年度 39市町村 令和4年度 28市町村 令和5年度 34市町村</p>				
担当からのコメント	詳細については、道路維持課市町村道係へお問い合わせ下さい。				

154	防災・安全交付金事業(都市基盤河川改修事業)				
担当部局名	県土整備部	担当課室名	河川整備課	TEL	092-643-3671
ハード・ソフトの別	(○)ハード ()ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	近年の都市化の進展に伴う都市水害の増大に対処し、地域行政との関連を踏まえたきめ細かい治水対策を進めるため、地域に密着した行政主体である市が施工主体となって河川改修を実施する事業に対して補助を行う。			
	対象団体 (事業主体)	福岡市、北九州市			
	採択要件	指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積がおおむね30km ² を越えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事。			
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	国は、都道府県が市に対し事業費の3分の1を補助する場合に、当該市に対し3分の1を補助する。			
	ヒア・申請の時期等	予算要望:事業実施前年度の5月頃、 実施認可:事業実施年度の4月頃			
根拠法令・要綱等	社会資本整備総合交付金交付要綱、地方財政法第16条				
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和3年度:(北九州市)笹尾川、金剛川、江川、割子川、板櫃川、金山川、紫川、相割川、神嶽川 (福岡市)周船寺川、水崎川、金屑川 令和4年度:(北九州市)笹尾川、江川、割子川、板櫃川、金山川、紫川、相割川、神嶽川 (福岡市)周船寺川、水崎川、金屑川 令和5年度:(北九州市)笹尾川、金剛川、江川、割子川、板櫃川、金山川、紫川、相割川、神嶽川 (福岡市)周船寺川、水崎川、金屑川				
担当からのコメント	実施にあたっては社会資本総合整備計画を策定する必要があるため、新規事業実施を希望される市は、可能な限り早い段階で県土整備部河川整備課と協議を行ってください。都市基盤河川改修事業の他、指定区間内の一級河川又は二級河川において、市が実施できる河川事業として統合河川環境整備事業、床上浸水対策特別緊急事業があります。詳細については県土整備部河川整備課にお尋ね下さい。				

155		防災・安全交付金事業(総合流域防災事業(準用河川))			
担当部局名	県土整備部	担当課室名	河川整備課	TEL	092-643-3671
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(総合流域防災事業) 個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等に対し国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	<p>総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修等であって、次のいずれかに要件に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの。 2 過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの。 3 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの。 4 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの。 <p>また、事業計画に準用河川改修事業計画を記載するものとする。</p>			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	国は、市町村に対し、改修事業に要する費用の1/3を補助する。			
	ヒア・申請の時期等	予算要望:事業実施前年度の5月頃、 実施認可:事業実施年度の4月頃			
根拠法令・要綱等	社会資本整備総合交付金交付要綱、地方財政法第16条				
制度創設年度	平成17年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	<p>令和3年度:(久留米市)安武川 令和4年度:(久留米市)安武川 令和5年度:(久留米市)安武川</p>				
担当からのコメント	<p>実施にあたっては社会資本総合整備計画を策定する必要があるため、新規事業実施を希望される市町村は、可能な限り早い段階で県土整備部河川整備課と協議を行ってください。(尚、政令市事業にあつては制度上、県との協議を要しませんが、運用として県土整備部河川整備課と協議を行うようお願いいたします。)</p> <p>総合流域防災事業の他、準用河川において、市町村が実施できる河川事業として統合河川環境整備事業があります。詳細については県土整備部河川整備課にお尋ね下さい。</p>				

156	流域治水協働推進事業				
担当部局名	県土整備部	担当課室名	河川整備課	TEL	092-643-3691
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	流域治水の取組を促進するため、市町村や民間事業者が実施する雨水貯留浸透施設(公園、ため池、グラウンド等)の整備に対して財政支援を行う。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	(調査への支援) 雨水貯留浸透施設の整備に係る調査等で、整備の事業計画を流域治水プロジェクトに記載、又は記載の予定であること等。 (整備への支援) 雨水貯留浸透施設の整備が、国の流域貯留浸透事業の採択を受けた事業であること等。			
	補助主体	(○)国庫【整備への支援のみ】 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	(調査への支援) 補助対象：市町村 補助率：1/2を上限 (整備への支援) 補助対象：市町村※ 補助率：1/3を上限 ※市町村の助成を受けて民間事業者が行う事業を含む			
	ヒア・申請の時期等	事業の着手前			
根拠法令・要綱等	福岡県流域治水協働推進事業(調査費)補助金交付要綱 福岡県流域治水協働推進事業(整備費)補助金交付要綱				
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和5年度 調査費：朝倉市 整備費：福岡市				
担当からのコメント	整備への支援にあたっては、国の「流域貯留浸透事業」の採択を受ける必要があるため、新規事業実施を検討される市町村は、可能な限り早い段階で県土整備部河川整備課流域治水担当と協議を行ってください。 詳細については県土整備部河川整備課流域治水担当にお尋ね下さい。				

157	防災・安全交付金事業(流域貯留浸透事業)				
担当部局名	県土整備部	担当課室名	河川整備課	TEL	092-643-3671
ハード・ソフトの別	(○)ハード ()ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	<p>一級河川又は二級河川の流域内において、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかの要件に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地を 500 m²以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。 2 都道府県又は市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業。 3 新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。 4 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設を改良する事業。 5 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。 			
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	福岡県は、国が市に対し事業費の3分の1を補助する場合に、当該市に対し3分の1を補助する。			
	ヒア・申請の時期等	予算要望:事業実施前年度の5月頃、 実施認可:事業実施年度の4月頃			
	根拠法令・要綱等	社会資本整備総合交付金交付要綱、地方財政法第16条			
制度創設年度	昭和58年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	<p>令和3年度:(福岡市)樋井川 令和4年度:(福岡市)樋井川 令和5年度:(福岡市)樋井川</p>				
担当からのコメント	<p>実施にあたっては社会資本総合整備計画を策定する必要があるため、新規事業実施を希望される市は、可能な限り早い段階で県土整備部河川整備課と協議を行ってください。</p> <p>流域貯留浸透事業の他、市町村が実施できる雨水貯留・浸透に関する事業として総合流域防災事業があります。詳細については県土整備部河川整備課にお尋ね下さい。</p>				

158	防災・安全交付金事業(通常砂防事業(ふるさと砂防事業))				
担当部局名	県土整備部	担当課室名	砂防課	TEL	092-643-3679
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域社会の安全で快適な生活基盤づくりを推進するとともに、市町村の砂防事業に対する理解を深めるため、個々の自然・社会特性を考慮しつつ、地域に密着した砂防事業を展開し、地域の発展に資することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	施工主体は県知事であるが、協議のうえ市町村長に委ねる。			
	採択要件	多岐にわたるため割愛			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	事業費配分 国 1/2 県 1/2 事業実施は市町村で、県との委託協定に基づき実施			
	ヒア・申請の時期等	ヒア:随時(事業実施は次年度)、 申請:事業実施前年度5月くらい			
根拠法令・要綱等	砂防法				
制度創設年度	平成6年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	北九州市 清滝川 ふるさと砂防事業(通常砂防事業) 事業費 (内国費 内県費) H10年度 30,000千円(15,000千円 15,000千円) H11年度 100,000千円(50,000千円 50,000千円) H12年度 135,000千円(67,500千円 67,500千円) ※H13～R5は実績なし				
担当からのコメント	詳細については、砂防課砂防係までお願いします。				